

# 干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

- No. 1 **干布地区でのミニ団地の造成について**  
都市計画課、建設課
- No. 2 **コロナ禍での事業実施について**  
生涯学習課、文化スポーツ課
- No. 3 **高齢者・障がい者世帯の間口の除雪について**  
建設課、市長公室、生涯学習課、保険給付課、社会福祉課
- No. 4 **上荻野戸地内の配水池跡地の利用について**  
上下水道課
- No. 5 **石倉地内の農道と峰岸橋欄干の整備について**  
農林課
- No. 6 **災害時要支援者リストとその支援者について**  
危機管理室、社会福祉課
- No. 7 **国道13号東側の開発について**  
都市計画課、農林課、商工観光課、生活環境課、保険給付課
- No. 8 **貫津沼沿いの通学路の防犯対策について**  
建設課、教育総務課、生活環境課
- No. 9 **海外の姉妹・友好都市との交流の成果について**  
学校教育課、市長公室
- No. 10 **干布地区内の県道の街路灯について**  
生活環境課、建設課

# 干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

No.	1	標 題	干布地区でのミニ団地の造成について
所管課等		都市計画課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>干布地区においても少子高齢化が急速に進む中、民間企業による宅地開発、ミニ団地が造成され、若い世代の方が入居し、小さい子どもが増えています。今後も民間企業で宅地開発が計画されているようですので、ぜひ、市としても宅地開発について引き続き許認可等の御協力をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>寺津地域では、空き家を活用し住宅供給公社により5区画が分譲されていますが、9月15日号市報でも募集を行い、残り1区画となっている状況です。</p> <p>また、近年、市街化調整区域内において開発の規制緩和や優良田園住宅認定制度などを活用し、民間企業による宅地開発が行われています。</p> <p>現時点では、民間企業の宅地開発に対する市の助成制度は考えていませんが、平成28年度から本市への定住を目的とした移住世帯や子育て世帯に対する支援を行い、定住促進を図っています。さらに、この制度で、市街化調整区域における子育て世帯の定住と地域コミュニティの維持を図るため、令和3年度から子育て世帯への支援を最大75万円に充実しています。</p> <p>ミニ団地の開発は、空き家対策と結び付けて進めていくことが効果的だと思いますので、寺津地域の開発をしっかりと検証していきたいと思います。また、民間の活力を活かして進めていきたいと思います。</p>			

No.	2	標 題	コロナ禍での事業実施について
所管課等		生涯学習課、文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>先日、町内会で年に1度しめ縄づくりを行っていますが、コロナなどで事業が中止になり、2年、3年と事業が行われないと、しめ縄に限らず様々な伝統行事・技術が継承されなくなっていくのでは、と心配になります。市として伝統行事や技術を記録するなど残していてももらえないでしょうか。</p> <p>また、次の世代に教えていくことも不安な年代になっていますので、若い世代を育ててもらいたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市立公民館や自治組織等の地域行事でも、新型コロナウイルスその他の影響などにより、地域の伝統行事・技術が継承されなくなるのではと心配されるのですが、事業を見直しながら市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることが重要とっております。地域でも、様々な伝統を守る工夫がされていると思いますので、分館なども含めた公民館活動に新たに助成するのがいいのか、ビデオで記録するなどの協力ができるのか、検討していきたいと思います。</p> <p>また、若い世代の育成には様々なアプローチがあると思いますが、小中学生も地</p>			

# 干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

域の活動に触れながらボランティアなどを行っているほか、市民として歩む副読本などを作れないかと取り組んでいるところです。

No.	3	標 題	高齢者・障がい者世帯の間口の除雪について
所管課等		建設課、市長公室、生涯学習課、保険給付課、社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童市の除雪について、いつも大変ありがたいと思っておりますが、高齢者だけの世帯や障がい者世帯は、間口にたくさんの雪や大きな塊が残っていると大変ですので、配慮した除雪作業をお願いします。</p> <p>道路除雪は、冬期の道路交通の確保のために重要な業務であると考えています。本市の道路除雪は、道路の雪を道路脇に掃き寄せる方法となっており、皆様から間口の除雪に御協力をいただきながら、通勤や通学の時間帯までの除雪終了を目標に、迅速な道路交通の確保を優先し除雪作業を行っています。</p> <p>本市では、平成29年度から、経済的かつ身体的な面で、自力で間口除雪の片付けが困難な高齢者世帯や障がい者世帯に対し、試験的に間口除雪を実施しています。</p> <p>また、シルバー人材センターの作業を低料金で利用できる高齢者軽度生活援助事業や地域で行う除排雪に対する助成事業、市立公民館に配備している小型除雪機の貸し出しなども行っているところです。</p> <p>さらに、地域で除雪を行う場合の除雪機の配置についても、作業方法等の課題を様々な角度から検討し、試験的に検証するよう準備を進めているところです。</p> <p>事業毎に対象者の要件が異なりますので、まずはお気軽に御相談ください。</p>			

No.	4	標 題	上荻野戸地内の配水池跡地の利用について
所管課等		上下水道課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>上荻野戸地内のスーパー農道沿いにある新開配水池が、別の場所に新たに建設されるということです。山寺が支えた紅花文化が日本遺産に登録され、スーパー農道が奥の細道紅花ロードとして愛称が決定し、観光や産業に寄与するものと期待しています。このような中、現在の配水池の跡地の土地利用についてお伺いします。</p> <p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>新開配水池につきましては、昭和62年に設置され、30年以上が経過して老朽化が進んでいることから、令和5年度に別の場所に移転する予定です。</p> <p>現在の配水池跡の利用計画は未定ですが、地域の皆様の要望を踏まえながら有効活用できるよう検討していきたいと考えています。</p>			

# 干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

No.	5	標 題	石倉地内の農道と峰岸橋欄干の整備について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>石倉町内の正法寺川峰岸橋からスーパー農道までの農道は、アスファルト塗装が凸凹に傷み、路肩に大量の土砂が積もって道路幅が狭くなって危険な状態です。また、峰岸橋の欄干も2か所大きく曲がっていて危険です。町内会の力では処理できなくなっている状態ですので、整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御指摘の農道の舗装については、現地を確認したところ、補修が必要と思われる箇所がありましたので、部分補修などの対応をしていきます。また、路肩の土砂についても撤去し、農道幅を確保していきます。</p> <p>峰岸橋については、欄干が曲がっているところが3か所ありましたので、危険箇所については、必要な対応をしていく考えです。</p>			

No.	6	標 題	災害時要支援者リストとその支援者について
所管課等		危機管理室、社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>民生児童委員は、災害時要支援者リストをいただいておりますが、要支援者が亡くなったり転居した場合にその都度更新されますが、支援者の部分が、転居したり亡くなったりしてもそのままになっているケースや、以前の地区の役員が載っているが本人が知らないというケースもあります。また、民生委員としては一人暮らしの高齢者で要支援者だろうと思う方がリストに載っていないというケースもあります。実効性のあるリストの作成と自主防災会との共有をお願いします。また、支援者についての届け出は、誰が手続きを行うのか教えてください。</p> <p>なお、自主防災会にもリストが来ますが、市に自主防災会長や町内会の役員が支援者を申請したり、要支援者について相談したこともありますので、気づいたことがあれば市に連絡をされるといいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>災害時要支援者名簿は、要支援者本人の転出や死亡、または本人等からの変更申出があった場合に、月毎に変更内容等を要支援者本人、自主防災会、民生児童委員等の関係者に連絡し、内容確認を依頼しています。</p> <p>要支援者の状況のみならず支援者も経年で変更している場合もあると思われるので、各地区において内容を御確認いただき、より実効性の高い災害時要支援者リストとなるよう御協力をお願いします。今後もお気づきの点がありましたら、随時、市にお知らせください。</p> <p>なお災害対策基本法では、災害発生時の自衛隊等による救助の実施等安否確認が必要な場合などに必要な範囲で個人情報の開示を行うこともありますので、御理解をお願いします。</p>			

# 干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

No.	7	標 題	国道13号東側の開発について
所管課等		都市計画課、農林課、商工観光課、生活環境課、保険給付課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>国道13号の東側の干布や荒谷、津山、山口地域などは、西側の地区に比べて発展していません。市立公民館を改築いただくことはうれしいのですが、他地域からも人が集まるような商業施設等を干布地区内に誘致・建設できないでしょうか。</p> <p>また、高齢者になり車の運転ができなくなると、買い物も大変です。民間企業等と協力して移動販売などを行っていただくことはできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市街化調整区域では、都市計画法の規制によりスーパーなどの大規模商業施設の建設はできませんが、コンビニエンスストアや医療施設など日常生活に必要な施設の建設は可能ですので、事業を営む方がいましたら市の都市計画課まで御相談ください。なお、民間の商業施設等は、費用対効果等を考慮した上で経営者が判断することになりますので、行政からの誘致は難しい状況です。</p> <p>また、干布地域では、民間事業者が移動販売や購入金額により無料配達を行っている状況です。天童市社会福祉協議会で作成した「社会資源ガイドブック」には、食品等の配達や移動販売等の情報も含め、高齢者が在宅で生活する上で必要な民間サービスの情報を掲載しています。既存の民間事業者がいる中で市が補助を行うと影響を及ぼしますので、地域の皆様には現在事業を行っている移動販売等を御利用いただければ、地域の活性化にもつながると思いますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	8	標 題	貫津沼沿いの通学路の防犯対策について
所管課等		建設課、教育総務課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童一中の通学路になっている貫津沼沿いの道路は、周りが山に囲まれ、死角も多いため、防犯対策が必要ではないでしょうか。たとえば、安全な道路を迂回するようにしたり、迂回ルートだと通学距離が遠くなる場合は自転車通学を認めるなどはできないでしょうか。近頃は犯罪も凶悪性・卑劣さが増しているのです、何か起こる前にぜひ対策を検討いただきたいです。</p>			
<p>この道路は、天童一中の通学路として貫津地区及び奈良沢地区の37名の生徒が利用しています。貫津沼の外周に沿った道路のためカーブが連続し死角が多く、以前から交通安全面及び防犯面での危険性について御提言をいただいています。より安全な代替ルートを検討しましたが、通学距離が約2倍となるなど、適切なルートを見出すことができず、通学路の明るさを確保するため平成25年にLED通学路灯を通常の倍の数に増やし設置しました。その後、平成31年に落石があり、法面の防護柵の設置や木の伐採を行い、安全確保を図っています。</p> <p>また、天童警察署や防犯協会をはじめとする関係者の皆様と協力しながら、パト</p>			

## 干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和3年9月29日開催

カーや青パトなどにより見守りを強化しています。今後も、関係者の皆様からの見守り強化をお願いするとともに、より有効な安全対策と自転車通学について検討していきます。

引き続き、生徒には、登下校時は十分に注意して通行するよう学校を通して指導していきます。

No.	9	標 題	海外の姉妹・友好都市との交流の成果について
所管課等		学校教育課、市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>約30年以上前から青少年大使の派遣・受入れが行われていますが、行き来して終わりではなく、実際に交流した方たちが、その後交流を生かした職に就いているなど、その交流を何かに生かしているのであれば伺いたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現在、ニュージーランドへの青少年大使の派遣は、新型コロナウイルス感染症による不要不急の渡航中止の状況もあり、青少年大使の健康・安全面を第一に考慮し、本事業は令和2年3月の派遣から受入も含めて中止を余儀なくされています。</p> <p>派遣された中学生は、帰国後に、現地の学校での生活や、ホームステイ、市民との交流などの経験を、全校集会などで報告し、全校生の国際理解が図られるよう工夫してきました。さらに、来日したマールボロウの学生を受け入れた際には、派遣された中学生が、大使とクラスメイトとの橋渡し役を担い、日本とニュージーランドの文化や生活について積極的に英語で話すなど、さらなる交流が図られています。</p> <p>また、交流がきっかけで、英語が好きになり、海外への興味を高め、ニュージーランドの大学へ留学した生徒や、交流を機に育んだ英語力を発揮できる観光業に就いた生徒もいます。</p> <p>今後は、国際交流をより一層促進する方法として、ICT機器の活用も視野に入れ、国際交流の充実を図るとともに、紹介などもしていきたいと考えています。</p>			

No.	10	標 題	県道の街路灯について
所管課等		生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>上荻野戸・片羽・出田原地域の県道の街路灯の間隔が広く、夜間暗いように思いますが、基準等があるのでしょうか。防犯上、もう少し明るい方がいいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市内の公衆街路灯は、電柱の設置状況に合わせて40メートル程度の間隔で設置しています。御指摘の県道についても、同基準で公衆街路灯を設置していますが、交通量の多い交差点など特に気になる箇所がありましたら、町内会を通して担当の生活環境課に相談いただきたいと思います。</p>			